

各種健診による予防医療をはじめ、栄養、食生活や運動などの生活習慣全般を改善できるよう、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施していきます。

医療費の抑制は、町民の健康維持がなされていることの証であり、ひいては健全な財政運営にも寄与するものです。こうしたことから、当町は早くから「福島町がんなんかに負けない基本条例」を制定し、がん検診などの検診率の向上や医療費の抑制に努めているところです。

引き続き、福島町三師会等の関係機関と連携を図り、がん検診の無料化をはじめ、健康ポイント制度を継続するとともに、新たに未受診者への個別勧奨と再勧奨を行うコール・リコール事業を実施し、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指していきます。

また、健康増進法の改正に基づき、町内会館等も含めた公共施設の禁煙化に向けた対応など、受動喫煙防止の一層の強化を図るとともに、健康フェスティバルや町内の事業所などへの出前講座の開催、役場庁舎の懸垂幕を利用するなど、啓発活動に力を入れながら、町全体でがん撲滅に向けた予防普及活動の強化を図っていきます。



▲保健師による健康フェスティバルでの血圧測定

☆高齢者等の安心安全な生活環境の充実

高齢の方や障がいを持つ方が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、行政の行う施策に加え、町民がお互いを支え合う仕組みづくりが必要です。

こうしたことから、生活する上での様々な課題に対し、「自助」、「共助」、「公助」の下、町民がそれぞれの役割を分担し、相互の連携を図り、その機能を円滑に機能させ解決していくことが大切ですので、引き続き各関係機関とも連携を図りながら、地域福祉の一層の充実に向けていきます。

地域福祉は、「福島町第2期地域福祉計画」に基づき推進してきたところです。本計画は、平成31年度が計画の最終年度となることから、次期計画の策定に向けて検証を行うとともに、新たな計画策定に向けて取り組んでいきます。平成30年度、当町では持続的な地域医療を提供するため、町立による診療所「やま

ゆりクリニック」を開設し、福島地区における医療提供体制を確保しました。民間の医療機関とも連携を図りながら、地域に密着した診療所として、町民の健康維持、増進に努めるとともに、経営の安定的な運営に努めていきます。高齢者福祉は、当町の高齢化率は46%を超えているという高齢化社会を迎えています。長年町の発展のために寄与された高齢者の方々が、生きがいを持ちながら生活できる地域を目指して、介護予防、生活支援、健康づくりや見守り活動等を引き続き実施するとともに、高齢者等冬の生活支援事業を継続して実施することにより、自立した生活が確保されるよう支援していきます。



▲やまゆりクリニックの開院セレモニー

福島町デマンドバスは、交通空白地の解消及び高齢者等の交通弱者の外出機会を確保するため運行しています。利用者の方々から利用料金に対する見直しの声があることから、今後、福島町地域公共交通確保維持改善協議会の中

で議論を深めていきます。地域間幹線系統松前木古内線は、町内外への通勤・通学等の交通手段として、多くの町民に利用されていますが、使用する車両の老朽化が著しいことから、安全な運行を確保するため、事業者の函館バスより車両更新に係る費用の一部支援の要望がなされており、沿線4町と対応することと協議を進めています。

温泉健康保養センターは、指定管理者制度に基づき、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、利用者サービスの向上に向けた取り組みを進め、お客様の満足度の向上を目指していきます。

介護保険事業は、「第7期介護保険事業計画」に基づき、健全な保険運営に努めるとともに、高齢化率の上昇に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症の方も増える傾向にあり、多様化する住民ニーズを的確に捉え、適切に対応しながら、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実と、医療と介護の連携に努めていきます。

国民健康保険事業は、運営規模が広域的な都道府県単位に移行して2年度目を迎えています。

広域化の移行に伴う保険料の基準は、引き続き現行の税率の水準を維持することとしています。平成31年度は保

険税の平準化に対応した税率の改正を検討するとともに、各種保険事業の実施により医療費の適正化に努めていきます。

後期高齢者医療事業は、高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運営に努めていきます。

障がい者福祉は、「福島町第5次障がい福祉計画」に基づき、地域生活支援事業や自立支援給付のサービス提供を円滑に行うとともに、障がいのある方が日常生活や社会生活を送ることができるよう環境づくりに努めていきます。

水道事業は、持続可能な運営基盤の安定確保を図るため、上水道事業から簡易水道事業へ認可変更する予定です。引き続き安心・安全な水の供給に努めるとともに、有利な財源制度を活用しながら老朽配水管の更新等を実施していきます。

町道の改良等及び橋梁の長寿命化は、各町内会の要望等も踏まえ、緊急性や優先度を判断するとともに、財政状況も考慮しながら実施計画に基づき事業を推進し、安全な交通の確保に努めていきます。

合併浄化槽の設置は、より一層の利用促進に向けたPRを推進し、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大濁防止を図るため、引き続き、設置に伴う補助及び融資を実施していきます。